

全国障害学生支援センターの活動紹介と障害学生受け入れの現状

～ 学びたいときに 学びたい場所で 自由に学べる社会を実現する ～

全国障害学生支援センター 殿岡 翼

全国障害学生支援センターは1999年4月の設立以来、20年目を迎えました。現在、肢体障害のスタッフ7名を含む11名の障害当事者スタッフを中心に、以下のような事業を実施しています。

1. 「大学における障害学生の受け入れ状況に関する調査」等、調査関連事業
全国すべての大学に対し、障害学生の受け入れに関する調査を実施し、障害学生のための受験サポートガイド『大学案内障害者版』を発行しています。
2. 相談・情報提供事業
大学受験や学生生活、大学での学内サポート、地域での自立生活などの相談に応じています。2018年度には計77件の相談が寄せられ、そのうち肢体障害は13件でした。
3. 『情報誌・障害をもつ人々の現在』の発行
年4回発行し「先輩からのメッセージ」で障害当事者の大学での体験を毎号掲載するなど、当事者の視点に立った情報発信を心がけています。
4. 学生交流事業
障害学生、卒業生のピアサポートと情報交換の場として「フェイスブックグループ 障害学生ネットワーク」を運営、またミニ交流会も開催しています。

全国障害学生支援センター <https://www.nscsd.jp/>
 E-mail info@nscsd.jp
 進学相談・お問い合わせは、相談専用電話 090-5807-1499



大学における障害学生受け入れの現状 ～2017 調査より受験編～

全国障害学生支援センターでは、2017年1月から2018年6月まで「大学における障害学生の受け入れ状況に関する調査2017」を実施しました。今回はこの調査結果より、障害学生の在籍状況・受験状況を紹介します。

1. 受験可否

- 2016年4月から障害者差別解消法が施行されたことに伴い当センターでは、これまで調査を行ってきた「受験不可」の選択肢を「不当な差別的取り扱い」に該当すると考え、2017調査で廃止いたしました。
- 障害学生の受験可否の動向は、今回、すべての障害で

受験可否	可			未定		
	数	率	前回比	数	率	前回比
肢体	140	57%	8pt	107	43%	-6pt

肢体障害 可否未定理由 (複数回答可)	数	率
事前協議後検討	105	43%
統一見解なし	11	5%
教職員側の態勢未整備	6	2%
試験ノウハウがない	6	2%
キャンパス設備の問題	4	2%
合格しても受け入れられない	1	0%
その他	4	2%

受験可が増え、一方可否未定が減る結果となりました。

これは障害者差別解消法の影響であると考えております。

●受験可否未定の大学にその理由を尋ねると「事前協議後に対応を検討するから」がもっとも多くなっています。差別解消法が施行されてもなお、障害学生が「事前協議」で受験できるかどうか左右されるという実態が浮き彫りになりました。

たとえば設備や教職員側の受け入れ、試験ノウハウなど、その大学が受け入れに際して何に困っているかが見えてきます。ただし、「合格しても受け入れられない」のような、事実上受験不可といえる選択肢への回答も少ないながら残っているのは残念です。

障害種別在籍状況

障害種別	大学(校)	人数(人)	平均(人)
視覚障害	67	154	2.2
聴覚障害	117	488	4.1
盲ろう	0	0	0.0
電動車いす使用	49	104	2.1
手動車いす使用	35	56	1.6
上下肢	49	125	2.6
下肢	74	145	2.0
上肢	37	55	1.5
肢体障害	121	485	4.0
内部	106	916	8.6
発達障害	140	1308	11.9
精神障害	120	1518	12.7
知的	14	23	1.6
重複障害	41	135	3.3
その他	53	320	6.0
種別不明	9	38	4.2
合計	183	5385	29.4

2. 受験時条件

●受験時条件の内容を見てみると、「事前相談」「診断書の提出」

「障害者手帳コピーの提出」など受験時の配慮を決定するために必要と思われるものと、「入試時自分で身辺処理」、「入学後は自分で身辺処理」、「入学後

肢体障害	受験時の条件	受験可	可否未定	合計	肢体障害	受験時の条件	受験可	可否未定	合計
	事前相談	90	25	115	入学後の補助者	大学は関与なし	5	1	6
	診断書の提出	57	10	67	大学は事故責任なし		2	0	2
	障害者手帳コピーの提出	37	6	43	誓約書の提出		0	1	1
	入試時自分で身辺処理	16	2	18	入学後大学で配慮なし		1	0	1
	入学後は自分で身辺処理	10	3	13	健康診断受診		0	0	0
	新設備設置・購入なし	9	4	13	解答不可能な問題の減点		0	0	0
	試験変更なし	8	3	11	その他		9	4	13

は自分で身辺処理」等、受験時の配慮内容や入学後の障害学生の活動や配慮内容等を著しく制約する選択肢に分けられます。通学や学内での生活、授業でのノートテイクなど、とくに人的支援が必要な場合には、こうした条件のある大学では配慮や授業での支援の詳細について注意する必要があります。事前相談で自分に必要な支援についてきちんと大学に伝えることが大切です。

3. 受験時の配慮

●大学には受験生から希望があったときに対応可能な方法を、複数選択で回答いただきます。

受験時の配慮	あり	率	前回比
肢体	206	83%	-1pt

試験時間	数
1.3倍	89
1.5倍	61
1.5倍以上	17
一般学生と同じ	119
その他	22
一般学生と同じ(時間延長なし)	71

試験室	数
別室	154
保健室	16
1階の部屋	123
洋式トイレに近接の部屋	124
一般学生と同室	100
その他	10
一般学生と同室(同室のみ)	22

受験時の配慮内容

	出題方法	回答方法
チェックによる解答		43
パソコン	13	28
拡大文字	84	85
口述		15
代筆		30
一般学生と同じ	146	136
その他	10	13
一般学生と同じ(他の配慮なし)	97	80

- 「一般学生と同じ」という選択肢は必ずしも配慮を行わないという意味だけでなく、受験生が希望したときに一般学生と一緒に試験を受けることができるという意味を含んでいます。ただし「一般学生と同じ」のみの選択肢を選び実質的に試験時間の延長を行わない大学も一定数あります。
- 出題および解答方法については、拡大文字が最も多く、チェックによる解答・代筆による解答・パソコンによる解答と続きます。パソコンや意思伝達装置の活用、代筆者の同席等、自分に合った出題・解答方法を選択できるよう、配慮が広がることが望まれます。
- 何らかの配慮を行う大学が206校ある中で、「一般学生と同じ（他の配慮なし）」が、出題で97校、回答で80校に上ります。他の障害でも言えることですが、特に配慮を必要としない学生のみを受け入れるという姿勢の表れであり、こうした大学が支援を必要とする学生をまずは一人でも受け入れることで、変化していくことが期待されます。

全国障害学生支援センターでは2019年5月から最新調査を行い、その結果を『大学案内2020 障害者版』としてまとめ、2019年12月に発売いたします。

毎日新聞 2019年9月19日

重度障害の大学生も頑張れる 「修学支援事業」活用の大学生、 将来の夢を追いかけて 福岡工業大

重度障害がある大学生に学内で身体介助などのサービスを提供する大学修学支援事業に乗り出している自治体がある。高校までは支援員が配置されるなど重度障害の児童生徒が修学できる環境はあるが、大学になると公的支援が途絶えがちなのが課題だった。昨年度制度化され、現在は全国で23市区が導入。福岡市でも今年度から1人が利用している。

サービスを利用しているのは、福岡工業大（同市東区）の情報工学部2年、田子森（たごもり）敦史さん（19）。

今月初旬の昼過ぎ、田子森さんは、学内で男性ヘルパーの介助を受けてトイレを済ませると、フリースペースに移動。ヘルパーが、車椅子の背の部分に掛けられていたカバンから弁当を取り出し、フォークなどを準備していった。「昨年は母が昼に学校に来てくれて大変だったと思うので、ほっとしている」と田子森さん。支援事業を利用しながら大学でプログラミングを学び、エンジニアになる夢を追いかけている。

脊髄（せきずい）性筋萎縮症のため電動車椅子で生活する田子森さんは、左手の指はほとんど動かさず、動かせる右手もお菓子の袋を開ける力はない。トイレに行く際には介助が欠かせないため、朝昼晩と決まった時間に行くようにしている。昨年度は、母（45）が仕事の都合をつけて昼ごろに学校を訪れ、トイレの介助をしていた。

今年度からは福岡市の事業を活用し、昼のトイレと昼食の介護をヘルパーが担うようになった。授業の準備などは友人の助けを借りられるため、母は「昼間に大学に行かなければならないという制限はなくなったのでよかった」と話す。

国は2016年に施行された障害者差別解消法を背景に昨年度、大学に合格しても介助を理由に入学を断念する重度障害者が出ないように大学修学支援事業を制度化した。

障害が重い人が受けられる重度訪問介護の対象者が利用でき、利用者は原則1割を負担。残りは国が2分の1、県と市区町村がそれぞれ4分の1を補助する。全国どこでも利用できる重度訪問介護とは異なり、市

区町村が自主的に取り組む地域生活支援事業の一つだ。

大学で学ぶための公的支援の仕組みはできたが、就労中に身体介助などを受けられる障害福祉サービスはなく、重度訪問介護も「経済活動に係る支援」は認められていない。田子森さんは「せっかく大学で学んでいるのに就職が難しいとなれば、モチベーションも下がる」と表情を曇らせる。

97の障害当事者団体でつくるDPI日本会議の今村登事務局次長は、就労中も重度訪問介護が利用できるような制度改正を訴え、大学修学支援事業が「重度訪問介護自体の見直しにつながる足掛かりになればと願う」と話した。【杣谷健太】

重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業

地域生活支援促進事業で、重度訪問介護利用者に対する修学支援事業が、2018年度から制度化されています。

(1) 支援内容：

大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供

(2) 対象者：大学等に通う障害者

(3) 実施主体：市町村

制度利用を希望する方は市町村の障害福祉課等にご相談ください

書籍紹介



福祉のまちづくり その思想と展開

ー 障害当事者との共生に向けて

高橋 儀平(著/文)

発行：彰国社

定価 2,500 円+税

【内容紹介】

本書は、障害者たちの運動に呼応しつつ、日本の建築・まちのユニバーサルデザインである福祉のまちづくり条例の方向を牽引して来た著者による、歴史を踏まえた総括と展望をまとめたもの。障害者・高齢者・子どもを排除しないまちをどうつくるか、その課題を明確に綴る。